

1 事業名

所沢市ひと・まち・みどりの景観条例の一部改正

2 事業の概要

景観法の一部改正に伴い、引用条項について所要の改正を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても同様の条例改正を予定している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

景観法

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

・新旧対照表

新

旧

議案第97号 所沢市ひと・まち・みどりの景観条例の一部を改正する条例

(届出を要しない行為)

第10条 法第16条第8項第12号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1)～(3) 略

(事前協議)

第10条の2 景観計画区域において、法第16条第1項第1号に掲げる行為のうち規則で定める規模のもの(同条第8項に規定する行為及び前条に規定する行為を除く。)をしようとする者は、当該行為に係る法第8条第2項第2号に規定する事項について、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長と協議しなければならない。

2 略

(届出を要しない行為)

第10条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1)～(3) 略

(事前協議)

第10条の2 景観計画区域において、法第16条第1項第1号に掲げる行為のうち規則で定める規模のもの(同条第7項に規定する行為及び前条に規定する行為を除く。)をしようとする者は、当該行為に係る法第8条第2項第2号に規定する事項について、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長と協議しなければならない。

2 略